毎週火・金曜日発行

北海道公報

発行　北海道（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111（内線 22-264）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則……（道立病院管理室）　73
○北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則……（水産経営課）　74
○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……（漁業指導課）　74

訓　　令

○北海道公印規程の一部を改正する訓令……（法制文書課）　74

告　　示

○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定……（土地改良指導課）　75
○土地改良区の解散……（土地改良指導課）　75
○土地改良事業の施行の同意……（土地改良指導課）　75
○道営土地改良事業変更計画の決定……（土地改良指導課）　75
○農業振興地域の指定の一部改正……（農村計画課）　75
○知事権限に係る保安林の指定の解除……（治山課）　75
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……（治山課）　76
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……（治山課）　77
○道路の供用の開始……（道路整備課）　77
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防災害課）　77
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　78

支庁告示

○建築基準法による道路の位置の指定……　79

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……　80

道議会訓令

○北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令……　80

道教育庁渡島教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　81

道教育庁宗谷教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　83

道教育庁網走教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　84

道収用委員会告示

○北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程の一部改正……　85

道公安委員会告示

○北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程……　86

毎月第3日曜日は道民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

規　　則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第22号

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第181条中「退職給与金」を「企業債発行差金、開発費、試験研究費、退職給与金」に改める。

第182条中「災害損失」を「災害損失、開発費、試験研究費」に改め、「５事業年度以内に」の次に「、企業債発行差金については当該企業債の償還期限内に」を加える。

別表第２費用の事項中	「退職給与金償却」を	「企業債発行差金償却 開発費償却 退職給与金償却 試験研究費償却」		に改め、同表資
産の事項中	「退職給与金	退職給与金		多額の退職給与金で、に繰延償却をする繰延
	「企業債発行差金	企業債発行差金		公募によりいて、債権債の発行に

翌事業年度以降を「額」	開発費 退職給与金 試験研究費	開発費 退職給与金 試験研究費	場合のその繰延償却を 新技術の採した費用で却をする繰 多額の退職に繰延償却 新技術の採に支出した以降に繰延

企業債を発行した場合にお者に償還すべき金額が企業より取得した金額を超える差額で、翌事業年度以降にする繰延額

用、経営組織の改善等に要、翌事業年度以降に繰延償延額

給与金で、翌事業年度以降をする繰延額

用等に係る試験研究のため巨額の費用で、翌事業年度償却をする繰延額

」に改める。

別表第７収益的収入及び支出の事項中「退職給与金償却」を「企業債発行差金償却
開発費償却
退職給与金償却
試験研究費償却」に改める。

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第23号

北海道立漁業研修所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立漁業研修所条例施行規則（昭和39年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第５条を削り、第６条を第５条とし、第７条から第９条までを１条ずつ繰り上げる。

別記様式中「（第８条関係）」を「（第７条関係）」に改める。

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第24号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。

第24条第２項第32号中「亀田郡戸井町字原木町93番地先」を「函館市原木町93番地先」に、「亀田郡戸井町字原木町94番２地先」を「函館市原木町94番２地先」に改める。

別記第３号様式及び別記第８号様式中「縦　25センチメートル
横　20センチメートル」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　　令

北海道訓令第４号

本　　庁
出　先　機　関

北海道公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道公印規程の一部を改正する訓令

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「不動産登記簿閲覧申請書」を「登記事項要約書交付請求書」に改める。

附　則

この訓令は、平成17年３月29日から施行する。

告　　示

北海道告示第234号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第９項において準用する同法第８条第１項の規定により、富良野土地改良区の行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成17年３月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第235号

森町土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第１項の規定により解散した。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の２第５項において準用する同法第10条第１項の規定により、平成17年３月17日、真狩村の行う土地改良（真狩北地区小規模土地改良（暗きょ））事業の施行に同意した。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第237号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成17年３月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
十弗西	畑地帯総合整備［担い手支援型（単独土層改良）］（土層改良、暗きょ）	北海道十勝支庁
上士幌	中山間地域総合整備（農業用用排水、暗きょ、農用地改良保全）	同
豊　頃	同　（農道、暗きょ、農用地改良保全）	同
神　居	畑地帯総合整備［緊急整備型］（農業用用排水、農道、土層改良、暗きょ、区画整理）	北海道上川支庁

北海道告示第238号

昭和46年北海道告示第2814号（農業振興地域の指定）等の一部を次のように改正し、平成17年４月１日から施行する。

その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農地調整課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　昭和46年北海道告示第2814号の一部を次のように改正する。

森地域の事項中「国有林野の区域、」の次に「字砂原西１丁目から西２丁目、字砂原１丁目から３丁目の区域のうち町道砂原新道以北の区域、字砂原４丁目から５丁目の区域のうち国道278号以北の区域、渡島檜山地域森林計画の」を加え、「77林班の21小班の区域」を「77林班の21小班の区域、渡島檜山地域森林計画の砂原町有林野の15、16、20から23、27林班の区域及び砂原町有林野の17林班の２から12小班、18林班の９から12小班、18林班の９から12小班、19林班の７から10小班、24林班の５から９、12小班、25林班の６から12小班、26林班の２から４、10小班の区域」に改める。

2　昭和48年北海道告示第3341号の砂原地域の事項を削る。

北海道告示第239号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除に係る保安林の所在場所　勇払郡占冠村字中トマム2146の４・2146の５（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　風害の防備

3　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び占冠村役場に備

え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第240号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字寿37の８、37の９、38の４、39の２、61の39

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

2(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字旭台31、32の１

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字旭台32の１（次の図に示す部分に限る。）、31

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｴ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

3(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字上駒257、258の１、258の２、259の１、260、261の１、261の２、262の１、262の２、263

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

4(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字松音知47の１から47の３まで

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

5(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字松音知97の２

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　主伐は、択伐による。

(ｲ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ｳ)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

6(1)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　枝幸郡中頓別町字豊平146の１（次の図に示す部分に限る。）

(2)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(3)　変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ｱ)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字豊平146の１（次の図に示す部分に限る。）

(ｲ)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ｳ)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

7(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　枝幸郡中頓別町字小頓別96、98、99の１、99の２、99の４、100の１、100の12、100の16、100の17、101の３

(2) 保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

8(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所　　枝幸郡中頓別町字小頓別100の14、100の15

(2) 保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を北海道宗谷支庁経済部林務課及び中頓別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第241号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　標津郡標津町字茶志骨520の１

(2) 保安林として指定された目的　　霧害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字茶志骨520の１（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　　標津郡標津町字茶志骨520の１

(2) 保安林として指定された目的　　公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア　立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ　立木の伐採の限度　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第242号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から２週間、一般の縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道　川西芽室音更線	帯広市西24条南５丁目６番２地先から 帯広市西24条南４丁目６番１地先まで	平成17．3.29

北海道告示第243号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道函館土木現業所に備え置いて縦覧に

供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

福島町福島館崎４急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱１号から標柱15号までを順次に結んだ線及び標柱１号と標柱15号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱
松前郡	福島町	館崎	107番地先国有地	1
同	同	同	107番	2
同	同	同	323番２地先国有地	3
同	同	同	319番１、２、３地先国有地	4
同	同	同	322番	5、6
同	同	同	329番	7
同	同	同	330番	8
同	同	同	332番２	9
同	同	同	337番９	10
同	同	同	92番２地先国有地	11
同	同	同	95番地先道路敷地	12
同	同	同	98番地先道路敷地	13
同	同	同	100番地先道路敷地	14
同	同	同	104番地先国有地	15

北海道告示第244号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

１　札幌圏都市計画区域区分に係る事項

⑴　都市計画の種類　　区域区分

⑵　都市計画を定める土地の区域

ア　市街化区域に編入する土地の区域

北広島市大曲及び中の沢の各一部

イ　市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）

２　小樽都市計画区域区分に係る事項

⑴　都市計画の種類　　区域区分

⑵　都市計画を定める土地の区域

ア　市街化区域に編入する土地の区域

小樽市手宮１丁目、色内３丁目、船浜町及び築港の各一部

イ　市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）

３　函館圏都市計画区域区分に係る事項

⑴　都市計画の種類　　区域区分

⑵　都市計画を定める土地の区域

ア　市街化区域に編入する土地の区域

函館市北美原１丁目及び２丁目の各一部

イ　市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）

４　旭川圏都市計画区域区分に係る事項

⑴　都市計画の種類　　区域区分

⑵　都市計画を定める土地の区域

ア　市街化区域に編入する土地の区域

旭川市東旭川町下兵村の一部、東光17～20条８・９丁目の全部、東光21条８丁目の一部、東光21条９丁目の全部、東光22条８・９丁目及び永山町７・８丁目の各一部，東鷹栖２線10号の全部、神居町忠和及び忠和１条４丁目の各一部、神楽岡８・９条７丁目の全部，神楽岡10条７丁目、神楽岡１条５・６丁目、西神楽２線６号、東鷹栖２条４丁目、末広７条４～８丁目、末広８条４丁目、字近文６線１号、神居６条19丁目及び旭神３条１丁目の各一部

イ　市街化調整区域に編入する土地の区域

旭川市永山町10丁目、末広６条８・９丁目、末広７条４丁目、字近文６線１号、字近文６・７線南１号、神居７条18丁目、旭神２条１丁目及び神楽岡１条４丁目の各一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）

５　帯広圏都市計画区域区分に係る事項

⑴　都市計画の種類　　区域区分

⑵　都市計画を定める土地の区域

ア　市街化区域に編入する土地の区域
帯広市西11条南39丁目、稲田町基線及び稲田町東二線の各一部
音更町宝来本通１・２丁目及び宝来北１条２丁目の各一部
イ　市街化調整区域に編入する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）
6　北見都市計画区域区分に係る事項
(1)　都市計画の種類　　区域区分
(2)　都市計画を定める土地の区域
ア　市街化区域に編入する土地の区域
北見市文京町、小泉及びひかり野３丁目の各一部
イ　市街化調整区域に編入する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）
7　札幌圏都市計画用途地域に係る事項
(1)　都市計画の種類　　用途地域
(2)　都市計画を定める土地の区域
小樽市銭函４丁目の一部、北広島市大曲及び中の沢の各一部、石狩市新港南２丁目及び３丁目、新港東２丁目、新港西３丁目、親船町、横町、仲町、船場町、本町、緑苑台中央１丁目及び２丁目、緑苑台東１条１丁目及び２丁目、花川北７条１丁目、花川東並びに樽川４条１丁目の各一部
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）
8　小樽都市計画臨港地区に係る事項
(1)　都市計画の種類　　臨港地区
(2)　都市計画を定める土地の区域
ア　追加する土地の区域
小樽市手宮１丁目及び色内３丁目の各一部
イ　除外する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）
9　広尾都市計画臨港地区に係る事項
(1)　都市計画の種類　　臨港地区
(2)　都市計画を定める土地の区域
ア　追加する土地の区域
広尾町字会所前１丁目及び６丁目の各一部
イ　除外する土地の区域
なし
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）
10　旭川圏都市計画下水道に係る事項
(1)　都市計画の種類　　下水道
(2)　都市計画を定める土地の区域
ア　名　称　　旭川公共下水道
イ　位　置
(ア)　排水区域
a　変更前
「排水区域は総括図表示のとおり」
（備考）面　　積　約8,352ha（うち処理区域　約8,265ha）
（内訳）旭 川 市　約7,974ha（うち処理区域　約7,887ha）
鷹 栖 町　約　164ha（うち処理区域　約　164ha）
東神楽町　約　214ha（うち処理区域　約　214ha）
b　変更後
「排水区域は総括図表示のとおり」
（備考）面　　積　約8,467ha（うち処理区域　約8,380ha）
（内訳）旭 川 市　約8,089ha（うち処理区域　約8,002ha）
鷹 栖 町　約　164ha（うち処理区域　約　164ha）
東神楽町　約　214ha（うち処理区域　約　214ha）
（縦覧に供する都市計画の図書のとおり。）

支　庁　告　示

北海道渡島支庁告示第５号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図書は、森町に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成17年３月29日

北海道渡島支庁長　前　田　　晃

1　指　定　番　号　　第16－２号
2　指　定　年　月　日　　平成17年３月18日
3　道　路　の　位　置　　茅部郡森町字新川町157番地の10
4　道　路　の　幅　員　　6.00ｍ

５　道　路　の　延　長　　37.43ｍ
６　申請者の住所及び氏名　　茅部郡森町字新川町220番地の３
　　小坂　龍子

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第48号

次のとおり一般競争入札により契約業者を決定した。

平成17年３月29日

札幌医科大学長　今　井　浩　三

1(1)　特定役務の名称及び数量
　札幌医科大学附属病院（外来診療棟を除く）等清掃業務　一式
(2)　落札を決定した日
　平成17年３月９日
(3)　落札者の氏名及び住所
　ア　氏　名　　北海道クリーン・システム株式会社
　イ　住　所　　札幌市中央区北２条西２丁目
(4)　落札金額
　１億2,021万6,600円
(5)　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
(6)　一般競争入札の公告
　平成17年１月28日付け札幌医科大学告示第11号
(7)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　ア　名　称　　札幌医科大学事務局総務課
　イ　所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

2(1)　特定役務の名称及び数量
　札幌医科大学附属病院外来診療棟清掃業務　一式
(2)　落札を決定した日
　平成17年３月９日
(3)　落札者の氏名及び住所
　ア　氏　名　　アートビルシステム株式会社
　イ　住　所　　札幌市西区八軒７条東３丁目７
(4)　落札金額
　3,534万3,000円
(5)　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
(6)　一般競争入札の公告
　平成17年１月28日付け札幌医科大学告示第11号
(7)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
　ア　名　称　　札幌医科大学事務局総務課
　イ　所在地　　札幌市中央区南１条西17丁目

道　議　会　訓　令

北海道議会訓令第１号

北海道議会事務局

北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年３月29日

北海道議会議長　神　戸　典　臣

北海道議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

北海道議会事務局事務決裁規程（昭和52年北海道議会訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「北海道議会事務局」の次に「（以下「事務局」という。）」を加える。

第２条に次の５号を加える。

(4)　課長　事務局の課長（秘書室長を含む。）をいう。
(5)　代表課長　事務局の代表課の課長をいう。
(6)　課内室長　事務局の課に置かれた室の長をいう。
(7)　課内参事　事務局の課に置かれた参事をいう。
(8)　主幹　課長が指定する事務局の主幹をいう。

第４条中「次長は」の次に「、前項に規定するもののほか」を加え、同条を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

次長は、別表第２に掲げる事項を専決することができる。

第５条及び第６条を次のように改める。

（課長、主幹等の共通専決事項）

第５条　課長及び主幹は、当該課又はグループの分掌に係る別表第３に掲げる事項を専決することができる。

２　課内室長は、課長が専決することができる事項のうち、当該室の分掌に係るもので、あらかじめ課長の指定するものを専決することができる。

３　課内参事は、課長が専決することができる事項（当該参事の主管に属する事務に係るも

のに限る。）のうち、あらかじめ課長の指定するものを専決することができる。

（課長及び主幹の個別専決事項）

第６条　課長及び主幹は、前条に規定するもののほか、別表第４に掲げる事項を専決することができる。

第７条第１項を削り、同条第２項中「前項」を「前２条」に改め、同項を同条とする。

第11条中「別表第４」を「別表第５」に改める。

別表第１中「別表第１」を「別表第１（第３条関係）」に改め、同表第１項中「もの」を「者」に改め、同表第３項中「及び課長（相当職を含む。）の職にある者」を削り、同表第４項中「及び課長（相当職を含む。）」を削り、同表第５項中「及び課長（相当職を含む。）」及び「（外国旅行を除く。）」を削り、同表第７項中「及び課長（相当職を含む。）」を削り、同表第９項中「及び課長（相当職を含む。）の職にある職員」を削り、「営利企業」を「営利企業等」に改め、同表に次の１項を加える。

15　訓令を改廃すること。

別表第４中「別表第４」を「別表第４（第11条関係）」に改め、同表局長の決裁事項（次長の置かれている場合）の項中「課長（所管事務に限る。）」を「代表課長」に改め、同表局長の決裁事項（次長の置かれていない場合）の項中「課長（所管事務に限る。）」を「代表課長」に改め、同項の次に次のように加える。

次長の決裁事項	代表課長	次長の指定する課長

別表第４課長の決裁事項の項中「課長の指定する順序により」の次に「、参事が置かれている課にあっては当該参事の主管する事務については当該参事」を加え、「主査（相当職を含む。）」を「主幹（相当職を含む。）（参事が置かれている課及び課に置かれている室にあっては、当該参事及び室の主管する事務については課長の指定する主幹（相当職を含む。）、秘書室にあっては、室長の指定する主査（相当職を含む。）とする。）」に改め、同表を別表第５とする。

別表第３中「別表第３」を「別表第３（第６条関係）」に改め、同表総務課の部４の項中「局用車両の管理及び借上げ車両」を「庁用自動車等の利用」に、「局用車両の配車について」を「配車を」に改め、「⑵　自動車の借上げについて承認すること。」及び「⑴　宿泊を伴わない配車について承認すること。」を削り、同表を別表第４とする。

別表第２中「別表第２」を「別表第２（第５条関係）」に改め、同表その１課長専決事項第３項中「（外国旅行を除く。）」を削り、同表を別表第３とし、別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第４条関係）

次長専決事項

１　課長（相当職を含む。）の職務に専念する義務を免除すること（国家公務員若しくは他の地方公共団体の公務員の職又は団体等の役職員を兼ねる場合を除く。）。

２　課長（相当職を含む。）の職にある者の休暇及び勤務しないことについて承認すること。

３　課長（相当職を含む。）の職にある者に対し、旅行を命ずること。

４　課長（相当職を含む。）の職にある者に対し、時間外勤務及び休日勤務を命ずること。

５　課長（相当職を含む。）の職にある者が営利企業等に従事することを許可すること。

附　則

この訓令は、平成17年４月１日から施行する。

道教育庁渡島教育局告示

北海道教育庁渡島教育局告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年３月29日

北海道教育庁渡島教育局長　西　村　　守

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　パーソナルコンピュータ　一式　84台（１月当たりの単価）（職業科仕様42台、商業科仕様42台）

イ　パーソナルコンピュータ　一式　42台（１月当たりの単価）（普通科仕様42台）

⑵　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

⑶　契　約　期　間

１の⑴のアに係る分　　平成17年６月１日から平成18年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

１の⑴のイに係る分　　平成17年６月１日から平成18年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成23年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

⑷　納　入　期　日　　平成１７年６月１日（水）

⑸　納　入　場　所　　１の⑴のアに係る分　北海道函館商業高等学校
北海道函館市昭和１丁目17－１

１の⑴のイに係る分　北海道南茅部高等学校
北海道函館市川汲町1560

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　平成17年３月29日（火）から４月12日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

イ　申請の方法　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入札場所　北海道函館市美原４丁目６番16号　北海道渡島合同庁舎４階403号会議室（送付による場合は、郵便番号 041－8557　北海道教育庁渡島教育局企画総務課）

(2)　入札日時

１の(1)のアに係る分　平成17年５月９日（月）午前10時

１の(1)のイに係る分　平成17年５月９日（月）午前11時（送付による場合は、平成17年５月６日（金）までに必着のこと。）

(3)　開札場所　(1)に同じ。

(4)　開札日時　(2)に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交付場所　４に同じ。

(2)　交付方法　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（１月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　その他

平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（84台分又は42台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2)　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名称　北海道教育庁渡島教育局企画総務課

イ　所在地　郵便番号 041－8557　北海道函館市美原４丁目６番16号　電話番号 0138－47－9000　内線 3117

10　Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computer　84　1set.

b. Personal Computer　42　1set.

B. Bid tendering date and time :

a. 10 : 00 A. M., May 9, 2005

b. 11 : 00 A. M., May 9, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than May 6)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department,

Oshima District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education,

6-16, Mihara 4, Hakodate-shi, Hokkaido, 041-8557, Japan
Phone : 0138-47-9000　Extension 3117

道教育庁宗谷教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第４号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年３月29日

北海道教育庁宗谷教育局長　太　田　　眞

1　入札に付する事項

(1)　調達をする物品等の名称及び数量（84台分に係る１月当たりの単価）

パーソナルコンピュータ　一式　42台（職業科）

パーソナルコンピュータ　一式　42台（総合文書処理装置）

(2)　調達を要する物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3)　納　入　期　日　　平成17年６月１日（水）

(4)　契　約　期　間　　平成17年６月１日から平成18年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成22年５月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5)　納　入　場　所　　北海道稚内商工高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1)　平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2)　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3)　当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4)　当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1)　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成17年３月29日（火）から４月12日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前９時から午後５時まで。）

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 097－8639　北海道稚内市末広４丁目２番27号
北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

(2)　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

北海道稚内市末広４丁目２番27号　北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1)　入　札　場　所　　北海道稚内市末広４丁目２番27号　北海道宗谷合同庁舎４階５号会議室（送付による場合は、郵便番号 097－8639　北海道教育庁宗谷教育局企画総務課経理学校管理係）

(2)　入　札　日　時　　平成17年５月10日（火）午後２時（送付による場合は、平成17年５月６日（金）までに必着のこと。）

(3)　開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4)　開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入札保証金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　入札説明書の交付に関する事項

(1)　交　付　場　所　　４に同じ。

(2)　交　付　方　法　　(1)の場所で交付する。

8　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則30号）第151条第１項の規定により定めた予定価格（84台分に係る１月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（84台分に係る１月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9　契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の３の(1)による。

10　そ　の　他

平成16年北海道告示第448号の4の(3)、(4)のイ、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1)　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった１月当たりの契約金額（84台分）

の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに北海道教育庁宗谷教育局長から、提出した書類等について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア　名　　称　　北海道教育庁宗谷教育局企画総務課

イ　所　在　地　　郵便番号 097－8639　北海道稚内市末広４丁目２番27号
電話番号 0162－33－2510　内線 3114

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

a. Personal Computar　42　1set

b. Personal Computar (For integrated word processing)　42　1set

B. Bid tendering date and time :

2 : 00 P. M., May 10, 2005

(If mailed, bids must arrive no later than May 6)

C. Contact

Accounting Division, General Affairs Department, Souya District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 4-2-27, Suehiro Wakkanai, Hokkaido, 097-8639, Japan

Phone : 0162-33-2510 Extension 3114

道教育庁網走教育局告示

北海道教育庁網走教育局告示第１号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成17年３月29日

北海道教育庁網走教育局長　大　杉　定　通

1　入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量（１月当たりの単価）
パーソナルコンピュータ　一式　168台

(2) 調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納　入　期　日　　平成17年６月１日

(4) 契　約　期　間　　平成17年６月１日から平成18年３月31日まで。ただし、予算の範囲内で平成22年５月31日を限度に当該契約期間を延長することができる。

(5) 納　入　場　所　　北海道網走向陽高等学校及び北海道北見商業高等学校

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成17年北海道告示第９号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成17年３月29日から４月18日

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目
北海道教育庁網走教育局企画総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4　契約条項を示す場所

網走市北７条西３丁目　北海道教育庁網走教育局企画総務課

5　入札執行の場所及び日時

(1) 入　札　場　所　　網走市北７条西３丁目　北海道網走総合庁舎３階３号会議室（送付による場合は、郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目　北海道教育庁網走教育局企画総務課）

(2) 入　札　日　時　　平成17年５月11日（水）午前10時（送付による場合は、平成17年５月10日（火）までに必着）

(3) 開　札　場　所　　(1)に同じ。

(4) 開　札　日　時　　(2)に同じ。

6　入　札　保　証　金

平成16年北海道告示第448号の１の(1)による。

7　一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量　パーソナルコンピュータ　一式（42台×７校）
(2) 予定時期　平成17年７月頃
8　入札説明書の交付に関する事項
(1) 交付場所　４に同じ。
(2) 交付方法　(1)の場所で交付する。
9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の２の(2)のウ及び３の(1)による。
10　その他
平成16年北海道告示第448号の４の(2)、(5)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称　北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所在地　郵便番号 093－8619　網走市北７条西３丁目
電話番号 0152－44－7171　内線 3117
11　Summary
A. Nature and quantity of the products to be procured :
Personal Computer　168　1 set
B. Bid tendering date and time :
10 : 00 A. M., May 11, 2005 (If mailed, bids must arrive no later than May 10)
C. Contact :
Accounting Division, General Affairs Department, Abashiri District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education Kita 7, Nishi 3, Abashiri, Hokkaido, 093-8619, Japan
Phone : 0152-44-7171 Extension 3117

道収用委員会告示

北海道収用委員会告示第２号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道収用委員会規程の一部を次のとおり改正する。
平成17年３月29日
北海道収用委員会会長　渡辺裕哉

別記第４号様式中「平成」を削り、
「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「１　この非開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道収用委員会を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」に改める。

別記第５号様式中「平成」を削り、
「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「１　この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道収用委員会を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」に改める。

別記第６号様式中「平成」を削り、
「この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」を
「１　この公文書の存否を明らかにしない決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。
２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道収用委員会を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日に改

の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」

める。

別記第７号様式中「平成」を削り、

「　この通知に不服がある場合には、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。」を

「１　この不存在通知（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して異議申立てをすることができます。

２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道収用委員会を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」に改

める。

別記第10号様式中「この開示決定に不服がある場合には、この開示決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会会長に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかっときは　　に関する情報が開示されますので、ご了承ください。」を削り、

「

６　備　　考	

」を

「

６　備　　考	

１　この開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道収用委員会に対して行政不服審査法に基づく異議申立てをすることができますが、開示を実施する日までに異議申立て及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。

２　この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（１による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、北海道収用委員会を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができますが、開示を実施する日までに処分の取消しの訴え及びこれに基づく執行停止がなされなかったときは、当該情報が開示されますので、御了承ください。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。」に

改める。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第34号

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年３月29日

北海道公安委員会委員長　矢　吹　徹　雄

北海道公安委員会公印規程の一部を改正する規程

北海道公安委員会公印規程（昭和54年北海道公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

					11　警備員等の知識及び能力に関する検定に係る合格証の押印

」

を

「

					11　警備員等の知識及び能力に関する検定に係る合格証の押印 12　駐車監視員資格者証の押印

」

に、

「

公	北海道公安委員会圧印	北　海　道 公安委員会	れい書	だ円形 縦　22 横　27	金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書及び少年指導委員証並びに警備員等の検定に係る受験票、合格証の写真ちよう付欄の契印及び自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書の契印

」

を

「

公	北海道公安委員会圧印	北　海　道 公安委員会	れい書	だ円形 縦　22 横　27	金属くず行商の証、銃砲刀剣類に係る使用人届出済証明書、技能検定通知書、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、練習資格認定証、国外運転免許証、警察関係地方公益法人の立入検査に従事する職員の身分証明書、少年指導委員証、警備員等の検定に係る受験票及び合格証、自動車運転代行業の営業所の立入検査に従事する職員の身分証明書並びに駐車監視員資格者証の写真ちょう付欄の契印

」

に改める。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額4,470円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社